

# J C R 綱領

## 基本理念

我々はカイロプラクティックを社会的地位のある専門職とすることをもって、日本国民の健康増進と疾病の予防に寄与する。

## 目的

国内のカイロプラクティック業界統一を目指すため、WHO（世界保健機関）による国際基準の教育を満たすカイロプラクターを認定登録し公表するため日本カイロプラクティック登録機構（以下 J C R）を発足させる。

日本国政府の公的認定機関が設置されるまで、J C R は業務倫理を遵守できる国際基準のカイロプラクターの登録を行うことで国民の健康と安全に応える。

## 業務

- 1) 2009 年までに WHO 基準の教育を満たすカイロプラクターを全て登録する。
- 2) 2010 年よりカイロプラクティック統一試験を登録希望者に実施する。当初は 2009 年以降の CSC 卒業生および国際基準フルプログラム卒業生が対象。ある一定期間以降は全ての WHO 基準カイロプラクターが対象となる。
- 3) 登録者名簿を作成し、ホームページ上で登録者の名簿を公表し、定期的に日本政府へ通知する。公表を希望しない者については辞退の申し出があれば名簿から削除する。
- 4) 登録者全員に登録規定を遵守することを促し、更新制度で認定単位を取得し、学習の向上を図る義務を負う。
- 5) カイロプラクティックが国家資格となる際には、J C R が日本国政府の公的認定機関へ移行され、J C R 登録者が初期の公認資格を持ったカイロプラクターとして登録される。